



高速増殖原型炉「もんじゅ」について



もんじゅ外観

図表 2-1 高速増殖原型炉「もんじゅ」に関する経緯

日 付	事 項
昭和55年12月10日	旧動力炉・核燃料開発事業団が内閣総理大臣へ設置許可申請
昭和58年 5月27日	内閣総理大臣より旧動力炉・核燃料開発事業団へ設置許可
昭和60年 9月26日	地元住民等が設置許可の無効確認を求めて内閣総理大臣（現在は、経済産業大臣）を相手取り、福井地裁へ提訴（原告適格が争点）
昭和60年10月25日	「もんじゅ」建設工事着手
平成 4年 9月22日	最高裁において原告適格が容認される。審理を福井地裁へ差し戻し
平成 6年 4月 5日	初臨界達成
平成 7年12月 8日	ナトリウム漏えい事故発生（その後現在に至るまで運転停止）
平成10年10月 1日	旧動力炉・核燃料開発事業団から核燃料サイクル開発機構へ改組
平成12年 3月22日	福井地裁において訴訟請求棄却の判決（国側勝訴）
平成12年 3月24日	原告が名古屋高裁金沢支部へ控訴
平成13年 1月 6日	省庁再編により「もんじゅ」の規制官庁が旧科学技術庁から経済産業省原子力安全保安院となる。
平成15年 1月27日	名古屋高裁金沢支部において設置許可の無効との判決（国側敗訴）
平成15年 1月31日	国側が上告受理申立てを行う
平成15年 3月26日	原子力安全委員会が「高速増殖原型炉「もんじゅ」に関する名古屋高裁金沢支部の判決に係る原子力安全の技術的論点について」を決定
平成15年 3月27日	国側が上告受理申立て理由書を提出

はじめに

平成15年1月27日、名古屋高等裁判所金沢支部は、内閣総理大臣が昭和58年に行った高速増殖原型炉「もんじゅ」の原子炉設置許可処分が無効であるとの被控訴人（被告）行政庁側敗訴の判決（以下、「もんじゅ高裁判決」という。）を下しました。本訴訟に係るこれまでの経緯は次のとおりです。

昭和58年5月に内閣総理大臣（平成13年1月より経済産業大臣に権限が移管）によって行われた高速増殖原型炉「もんじゅ」（設置者：動力炉・核燃料開発事業団（以下、動燃という。）、現在は核燃料サイクル開発機構）の原子炉設置許可処分について、その無効確認を求めて、内閣総理大臣（現在は、経済産業大臣）を相手取り、地元住民が昭和60年9月に提訴しました。

はじめは、原告適格について争点となり、最高裁まで争われました。その結果、平成4年9月に原告適格が認められ、福井地方裁判所に差し戻しとなり、今度は安全審査の中身が争点となりました。平成12年3月の福井地方裁判所判決（第1審判決）では、安全審査の審査方針及び審査基準に不合理な点や、安全審査における調査審議及び判断の過程に重大かつ明白な瑕疵といえるような看過し難い過誤、欠落はないとして、原告である地元住民の請求は棄却されました。そして、同年同月、原告は、この第1審判決を不服とし、名古屋高等裁判所金沢支部に控訴していました。

もんじゅ高裁判決の内容には、国が行う許可処分に関する法律的論点のみならず、いくつかの技術的論点が含まれています。このため、我が国の原子力施設の安全性を科学技術的な観点から審査している原子力安全委員会は、もんじゅ高裁判決に示された技術的論点に関する自らの考え方を取りまとめ、平成15年3月26日、「高速増殖原型炉「もんじゅ」に関する名古屋高等裁判所金沢支部の判決に係る原子力安全の技術的論点について」を決定、公表しました。

原子力安全委員会としては、「もんじゅ」の原子炉設置許可の安全審査に重大な看過し難い過誤、欠落があるとしているもんじゅ高裁判決の論理展開については、科学技術的観点から疑問が多々あると考えています。この判決内容は、人間社会が何らかのリスクを有する科学技術活動をどのようにとらえていくべきかという基本的な問いかけにも関連する問題を内包するものであり、国民の多くの方々はその問題の所在をご理解いただきたいと思います。

原子力発電所は、放射性物質である核燃料物質の核分裂により発生する熱を利用して発電するものであり、その安全確保はその結果生成される放射性物質が有する危険性を踏まえて厳重に行う必要があります。具体的には、放射性物質が有する危険性を考慮し、幾重にも安全確保策を講じることにより、原子力発電所の潜在的危険性の顕在化を最小限にしていくという考え方（多重防護）と、この考え方を実現するに際して物理的な多重障壁の措置を併せて採用しています。この考え方は、一朝一夕に出来上がったものではなく、原子力を如何にして安全に利用するかという命題に対し、研究者や技術者の長年にわたる英知の積み重ねにより出来上がった、世界的にも認められた安全確保に際しての考え方です。

我が国で実際に原子力発電所を設置しようとするときには、国は、この考え方に基づく

安全確保策が十分行われているかを法律に基づきチェックしていますが、そのチェックは、原子炉設置の許可の段階のみならず、設計及び工事の方法の認可、使用前検査、保安規定の認可など段階的に行われます。この中で原子力安全委員会は、原子炉設置許可段階の安全審査のみならず、その後のいわゆる後段規制のチェックについても万全を期すことにしています。このような複合的なシステムにより、我が国の原子力発電所の安全確保を確実なものにしています。

もとより、もんじゅ高裁判決が判決理由の中で述べているように、仮定に仮定を積み重ねていけば、著しい災害をもたらす事象を仮想することは可能であり、科学技術的見地からすれば、その可能性を理論的に完全に否定することはできません。しかし、安全審査において想定すべき事象を選定するに当たっては、事象の想定やその事象の発生可能性の検討を行う際に、科学技術的に合理的な考え方に基づく必要があり、その場合の想定には必ずと上限があるという工学的な判断が行われます。

もんじゅ高裁判決は、多重防護・多重障壁の機能を無視して、仮定に仮定を重ねて事故が起これば周辺の公衆に著しい放射線障害を与える危険性を否定できないとしています。しかしながら、現実には、もんじゅ高裁判決が指摘している事故は、多重防護・多重障壁に対して合理的とはいえないいくつもの故障、失敗等の仮定を重ねなければ起こらないものです。

人間が全知全能でない以上、私たちは日常の活動と同様に、科学技術活動に関しても、「絶対的な安全」を前提にすることはできません。したがって、科学技術の利用においては、潜在的な危険性が顕在化しないよう、最大限の努力を傾注しなければなりません。科学技術利用における人類の英知は、原子力安全分野においては多重防護と多重障壁の考え方に結実しており、上述の原子力安全委員会が決定、公表した見解は、こうした考え方を踏まえたものです。

なお、「もんじゅ」の安全審査に当たっては、原子力安全委員会は、設置許可時の安全審査を行うにあたり、「もんじゅ」が研究開発段階にある炉型であることなどから、「高速増殖炉の安全性の評価の考え方」を新たに決定（昭和55年11月6日策定）し、また、設置許可に係る実際の審査においても、幅広い分野の専門家により、100回近くに及ぶ調査審議と現地調査を重ねた末に、「もんじゅ」の基本設計ないし基本的設計方針が妥当であると判断しているものです。

以下本編では、「もんじゅ」について、もんじゅ高裁判決までに原子力安全委員会において行ってきた取組みを紹介すると共に、もんじゅ高裁判決が指摘するそれぞれの技術的論点の内容を紹介しつつ、その技術的論点に関して、実際に「もんじゅ」ではどのような安全確保策が講じられているかなどを紹介します。